

平成 30 年 5 月 7 日

各 位

会 社 名 株式会社ナガワ
 代表者名 代表取締役社長 高橋 修
 (コード：9663、東証第一部)
 問合せ先 常務取締役管理本部長 新村 亮
 (TEL. 03-5288-8666)

**一般財団法人ナガワひまわり財団の社会貢献活動支援を目的とした、
 第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ**

当社は、平成 30 年 5 月 7 日開催の取締役会において、一般財団法人ナガワひまわり財団（以下、「本財団」といいます。）の社会貢献活動支援を目的とした第三者割当による自己株式の処分を行うことについて決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本自己株式の処分に関しましては、平成 30 年 6 月開催予定の当社第 54 期定時株主総会の承認を条件として実施するものとします。

1. 本財団について

(1) 本財団の目的

当社は、高等専門学校・短期大学・大学・大学院に在学する学生のうち、学術優秀・品行方正でありながら経済的理由により修学が困難な者に対し奨学支援を行うとともに、大学や研究機関に対し研究費の助成を行い、もって社会有用の人材を育成すること及び産業全体の発展に貢献することを目的として、本財団を設立しました。

(2) 本財団の概要

① 名 称	一般財団法人ナガワひまわり財団
② 所 在 地	東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 1 号
③ 理 事 長	高橋 修
④ 評 議 員	高橋 紅実 (当社代表取締役の配偶者) 新村 亮 (当社常務取締役) 小林 義幸 (富士通株式会社)
⑤ 活 動 内 容	・高等専門学校生・短期大学生・大学生・大学院生への奨学金の無償給付 ・大学又は研究機関における研究活動への助成 ・その他上記目的を達成するために必要な事業
⑥ 活 動 原 資	年間約 2500 万円～約 3000 万円 ※ 現在、設立時以降の当社からの寄付金 600 万円で活動中ですが、2. (1) の自己株式の処分により割り当てられる当社株式の配当を加えて活動原資といたします。
⑦ 設 立 年 月 日	平成 30 年 4 月 2 日
⑧ 当 社 と の 関 係	
資 本 関 係	当社は本財団の基本財産の出捐企業です。
人 的 関 係	当社の代表取締役 1 名が本財団の代表理事を兼務しております。また、当社の取締役 1 名が本財団の評議員を兼務、当社の取締役 1 名が本財団の選考委員を兼務しております。

取引関係	当社は本財団に寄付しております。
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

2. 自己株式の処分について

(1) 処分要領

① 処分株式数	普通株式 1,000,000株
② 処分価額	1株につき1円
③ 資金調達の額	1,000,000円
④ 募集又は処分方法	第三者割当による処分
⑤ 処分予定先	一般財団法人ナガワひまわり財団
⑥ 処分期日	未定
⑦ その他	本自己株式の処分については、平成30年6月開催予定の当社定時株主総会において有利発行に係る特別決議を経ることを条件とします。処分に関する期日その他の事項は、当該株主総会後における取締役会において決議します。

(2) 処分の目的及び理由

当社は、ユニットハウス、モジュール・システム建築及び建設機械レンタル業界を主な事業としております。当社の経営方針として、社会の繁栄とともに歩むことが企業のあるべき姿と考えており、長年当社が属するユニットハウス、モジュール・システム建築及び建設機械レンタル業界の発展に尽くしてまいりました。本財団は、学業を志す優秀な学生に対して奨学金を通じて就学の支援を行うとともに、大学又は研究機関における研究活動への助成を行い、学生や研究者が情熱を持って学業や研究に取り組むことができる環境を整備・提供することで、わが国の将来の発展に資する優秀な人材を育成し、当社が属する業界の発展の一助となるよう活動を行ってまいります。

本財団のこのような活動は、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に資するものと考えます。

本自己株式の処分は、本財団の社会貢献活動への原資を拠出するために本財団に対して行うものであります。本財団は、当社株式を取得し、当社株式の配当等を原資として活動します。

(3) 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

① 調達する資金の額

ア 払込金額の総額	1,000,000円
イ 発行諸費用の概算額	0円
ウ 差引手取概算額	1,000,000円

② 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額については本財団の設立に要した費用に充当する予定です。

(4) 資金使途の合理性に関する考え方

調達した資金は本財団の設立に要した費用に充当する予定です。当該費用は本財団の設立に必須のものであるところ、本財団の活動内容が、中長期的な観点から当社の企業価値向上にも資するものであること等に鑑みると当該資金使途には合理性があるものと考えております。

(5) 処分条件等の合理性

① 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本財団は、学業を志す優秀な学生（二学年次以降を対象）に対して奨学金支給を通じて就学の支援を行うとともに、大学又は研究機関における研究活動への助成を行い、学生や研究者が情熱を持って学業や

研究に取り組むことができる環境を整備・提供することで、わが国の将来の発展に資する優秀な人材を育成し、当社が属する業界の発展の一助となるよう活動を行ってまいります。また、かかる活動を通じて、広く優秀な人材に当社を認知していただき、ゆくゆくは当社への入社を決意していただくことで、当社が優秀な人材を確保することに繋がり、当社の中長期的な企業価値の向上に資するものと考えます。

これらの社会貢献活動への支援は、中長期的観点及び社会的責任の観点からも当社の企業価値向上に資するものであると考えています。

また、本自己株式の処分は本財団の社会貢献活動の支援を目的とするものであり、調達する資金も上記(3)②のとおり主に本財団の設立に要した費用に充当することを予定しております。

このため1株1円という処分価格は合理的と考えております。なお、自己株式の処分は、本財団に対する有利発行に該当するため、平成30年6月開催予定の当社第54期定時株主総会において有利発行に係る特別決議を経ることを条件としております。

②処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本財団の社会貢献活動を安定的かつ継続的に行うにあたり、活動原資となる処分数量の規模は合理的であると考えております。加えて、本財団への拠出においては、当面は本自己株式の処分による株式が株式市場へ流通することは考えられないため、本自己株式の処分による流通市場への影響は軽微であることから、当該処分数量のレベルは合理的であると考えております。

本自己株式処分に係る株式数は、1,000,000株（議決権数10,000個）であり、これは現在の当社の発行済株式総数16,357,214株に対して6.11%（総議決権数140,604個に対して7.11%）の割合に相当します。

本財団は、本自己株式処分による割当株式の配当を原資として、学生への奨学金支給や大学又は研究機関への研究活動費の助成を行うところ、本財団による活動が安定的かつ継続的に実施されるべく、安定した財産基盤の形成が必要となります。なお、本財団による奨学金支給は毎年30名程度を最大数として決定する予定であり、毎年同数を最大数として支給対象者が増加するため、将来的には支給対象者は最大で90名程度となり、奨学金支給額は2500万円から3000万円程度を想定しており、また、大学又は研究機関への活動資金の助成も予定することから、本財団の活動資金は最大で3000万円程度が必要となるものと想定しています。

この点、本財団への活動資金の提供は当社からの寄付又は贈与という手段が考えられるところ、かかる寄付又は贈与が一時的経営方針の変更により中止又は減額される可能性もあり必ずしも安定的な本財団への活動資金の提供が実現されるものではないと考えております。他方で、当社は、株主還元方針として総還元性向（※）を30%以上とすることを目安としていること、また、過去7年間にわたり、基本配当を25円と維持していることから、当社株式を割り当てることで本財団に安定した配当収益をもたらすことができ、もって安定した財産基盤の形成に資すると考えております。そこで、本財団の社会貢献活動に要する費用を十分に確保できる配当収益となる株式数として、今般、本自己株式処分による1,000,000株の割当てを決定した次第です。

※ 総還元性向とは、純利益に対する配当と自己株式取得の合計額の比率をいいます。

本自己株式処分の目的は、社会有用な人材を育成すること及び産業全体の発展に貢献すること、本財団の活動を通じて当社が優秀な人材の獲得に資することにあり、もって、当社の中長期的な企業価値の向上にも資するものであると考えております。

一方で、本財団への本自己株式処分により希薄化が生じることとなりますが、当社としては、奨学金の支給対象者の中から当社への入社を希望する方が現れることを想定し、当社の毎年の採用数（20～30名程度）と同程度又はそれ以上の人数を奨学金の支給対象者数とすることが合理的であると考え、それを実現することが可能な程度原資を確保することができる株式数を割り当てること、優秀な人材の獲得に繋がり、当社の中長期的な企業価値の向上に資するといえ、これに伴う希薄化が生じるとしても、それを上回る利益があると考えております。なお、本自己株式処分により、当社役員及びその関係者による議決権数の割合は、約57.02%となりますが、当社役員の関係者は、いずれも個人又は個人の資産管理会社であり、当社の役員又は従業員ではないため、当社としては、当該関係者が必ずしも当社提案に

従った議決権行使をするものではないと考えております。

以上のとおり、本財団の活動を実現するための財源の確保の必要性和、株式の希薄化の影響の程度を比較考慮して、本自己株式処分による希薄化の規模は合理性があるものと考えております。

(6) 処分予定先の選定理由等

① 処分予定先の概要

上記「1. (2) 本財団の概要」の記載内容をご参照ください。

※ なお、当社は、日経テレコン及びWEB検索により、反社会的勢力等を連想させる情報及びキーワードを絞り込み、複合的に検索し、処分予定先、当該処分予定先の評議員及び理事が反社会的勢力等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

② 処分予定先を選定した理由

当社は、これまでの社会貢献活動を安定的かつ継続的に行ってまいりたいと考えております。

本財団は、上記「2. (2) 処分の目的及び理由」及び上記「2. (5) ① 払込金額の算定根拠及びその具体的内容」に記載のとおり、社会貢献活動を安定的かつ継続的に行うことを目的として設立されたものであり、これらの社会貢献活動を支援することが中長期的視点及び社会的責任の観点からも当社の企業価値の向上に資すると考え、本財団を処分先とすることが妥当であると判断し選定するものです。

③ 処分予定先の保有方針

当社は、処分予定先は当社株式からの配当を主な活動原資とすることから当社株式を長期的に保有する方針であることを確認しております。

本財団は保有株式の議決権行使について、定款上は理事会の決議によるものであるところ、理事会は3名の理事により構成するものとし、そのうち2名は当社外の有識者が就任しており、当社によるかかる議決権行使に関する不当な影響力行使を防止する措置を講じております。また、下記のとおり、本財団の理事の構成は特定の理事と特別な関係にある者を継続的に3分の1以下とする必要があることから、当社によるかかる議決権行使に関する不当な影響力行使についての抑止力が働くものといえます。さらに、本財団の評議員及び理事の構成については、本財団の活動の公益性に鑑みて、随時見直しを行う予定です。

なお、本財団が当社株式について議決権行使を実施する趣旨としては、本財団は活動原資をその保有する当社株式の配当に主として依拠するところ、当社は総還元性向として配当を含む株主還元方針を開示しているものの、かかる配当が将来にわたって継続的かつ安定的に実施されるよう、本財団が株主権を行使することを通じて、株主としての自身の利益を確保する方策を有することは重要と考える点にあります。また、本財団の活動状況及び本財団による当社株式の議決権行使結果については、毎年公表させていただき予定です。

本財団の理事のうち、高橋修以外の理事について、選任に至る経緯と選任の理由は以下のとおりです。

氏名	選任に至る経緯及び選任の理由
池田 賢一	池田賢一氏は、富士通株式会社に所属しており、本財団の活動に賛同を示していただいております。当社は、直近10年間、同社との間で取引がないことから、池田賢一氏は当社との関係で独立した第三者であるといえます。 以上のとおり、池田賢一氏は、本財団の活動に理解があり、また、当社から独立した立場にあることから、本財団の理事として適任であると判断しております。 なお、池田賢一氏については、当社総務部が人選をした上で、就任の打診をしております。
引地 修一	引地修一氏は、プライフーズ株式会社に所属しており、本財団の活動に賛同を示していただいております。当社は、直近10年間、同社との間で取引がないことから、引地修一氏は当社との関係で独立した第三者であるといえます。

	<p>以上のとおり、引地修一氏は、本財団の活動に理解があり、また、当社から独立した立場にあることから、本財団の理事として適任であると判断しております。なお、引地修一氏については、当社総務部が人選をした上で、就任の打診をしております。</p>
--	--

また、理事の選任は評議員会の決議事項となりますが、本財団は法人税法上の非営利型法人に該当するものであり、非営利型法人の要件充足性を維持するため、本財団の理事について、理事長である高橋修と特別な関係にある者の数を3分の1以下とする必要があります。本財団が非営利型法人に該当することで、収益事業を除く事業から生じる所得は課税対象に該当しないため、本財団の財産基盤の形成に資するものといえます。

さらに、当社は、処分予定先から、処分予定先が払込期日から2年以内に本件第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

④処分予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

本財団の寄付金を原資とし、金銭をもって払い込みを行います。

(7) 処分後の大株主及び持株比率

処分前 (平成30年3月31日現在)		処 分 後	
THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LIMITED	12.51%	THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LIMITED	12.51%
高橋 修	12.29%	高橋 修	12.29%
高橋 学	6.11%	高橋 学	6.11%
菅井 賢志	4.53%	一般財団法人ナガワひまわり財団	6.11%
有限会社エヌ・テー商会	4.22%	菅井 賢志	4.53%
株式会社北洋銀行	4.14%	有限会社エヌ・テー商会	4.22%
有限会社ダイユウ商会	4.05%	株式会社北洋銀行	4.14%
株式会社三菱UFJ銀行	3.73%	有限会社ダイユウ商会	4.05%
THE CHASE MANHATTANBANK, N. A. LONDON SPECIAL OMNIBUS SECS LENDING ACCOUNT	3.26%	株式会社三菱UFJ銀行	3.73%
高橋悦雄	2.99%	THE CHASE MANHATTANBANK, N. A. LONDON SPECIAL OMNIBUS SECS LENDING ACCOUNT	3.26%

- (注) 1. 発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%) を記載しております。
2. 当社保有の自己株式を含めておりません。

(8) 今後の見通し

今後の当社業績に与える影響につきましては、軽微であると認識しておりますが、開示すべき事項が今後発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

(9) 企業行動規範上の手続に関する事項

本件自己株式の処分は、① 希薄化率が25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

(10) 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

①最近3年間の業績（連結）

	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
連結売上高	26,330百万円	27,057百万円	27,442百万円
連結営業利益	3,982百万円	4,063百万円	4,281百万円
連結経常利益	3,952百万円	4,365百万円	4,459百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	2,268百万円	2,833百万円	2,921百万円
1株当たり連結当期純利益	163.39円	206.33円	212.41円
1株当たり配当金	40.00円	40.00円	50.00円
1株当たり連結純資産	2,435.88円	2,580.60円	2,804.38円

②現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成30年3月31日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	16,357,214株	100%
現時点の転換価額（行使価額）に おける潜在株式数	-株	-
下限値の転換価額（行使価額）に おける潜在株式数	-株	-
上限値の転換価額（行使価額）に おける潜在株式数	-株	-

③最近の株価の状況

ア 最近3年間の状況

	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
始値	2,880円	2,652円	3,970円
高値	4,890円	4,675円	5,000円
安値	2,584円	2,493円	3,475円
終値	2,652円	3,940円	4,460円

イ 最近6か月間の状況

	11月	12月	1月	2月	3月	4月
始値	4,580円	4,750円	4,965円	4,655円	4,565円	4,495円
高値	4,930円	5,000円	4,970円	4,820円	4,665円	4,725円
安値	4,565円	4,750円	4,610円	4,200円	4,345円	4,390円
終値	4,770円	4,970円	4,640円	4,565円	4,460円	4,685円

ウ 発行決議日前営業日における株価

	平成30年5月2日
始値	4,680円
高値	4,770円
安値	4,655円
終値	4,770円

④最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

ア 第三者割当による自己株式の処分

払込期日	平成30年1月12日		
調達資金の額	938,832,000円(差引手取概算額)		
発行価額	1株につき4,870円		
募集時における発行済株式数	16,357,214株		
当該募集による発行株式数	193,600株		
募集後における発行済株式総数	16,357,214株		
割当先	住友不動産株式会社 株	102,000	
	株式会社横河ブリッジホールディングス 株	61,600	
	丸全昭和運輸株式会社 株	30,000	
発行時における当初の資金使途 及び 支出予定時期	具体的な使途 住友不動産株式会社株式、株式会社横河ブリッジホールディングス株式、丸全昭和運輸株式会社株式を取得した対価の支払により減少した運転資金の補てんに充当	金額 (百万円) 938	支出予定時期 平成30年1月
現時点における 充当状況	上記運転資金への充当を完了しております。		

イ 第三者割当による自己株式の処分

払込期日	平成30年3月28日		
調達資金の額	844,113,500円(差引手取概算額)		
発行価額	1株につき4,485円		
募集時における発行済株式数	16,357,214株		
当該募集による発行株式数	189,100株		
募集後における発行済株式総数	16,357,214株		
割当先	文化シャッター株式会社 株	111,400	
	アキレス株式会社 株	22,200	
	栗林商船株式会社 株	22,200	
	J B C Cホールディングス株式会社 株	22,200	
	株式会社テーオーホールディングス 株	11,000	

発行時における 当初の資金用途	具体的な用途	金額 (百万円)	支出予定時期
及 び 支出 予定 時期	文化シャッター株式会社株式、アキレス株式会社株式、栗林商船株式会社株式、JBCCホールディングス株式会社株式、株式会社テーオーホールディングス株式を取得した対価の支払により減少した運転資金の補てんに充当	844	平成30年3月
現時点における 充 当 状 況	上記運転資金への充当を完了しております。		

以 上